

厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

1. 病院指定事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

なお以下の各種指定を受けております。

- ・健康保険法指定医療機関
- ・国民健康保険療養取扱機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・労働者災害補償保険法指定医療機関
- ・結核予防法指定医療機関
- ・原爆被爆者指定医療機関
- ・救急指定病院
- ・身体障害者福祉法指定医が配置されている医療機関
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関(精神通院医療)
- ・臨床研修病院(協力型)

2. 標榜科

- ・内科
- ・整形外科
- ・循環器
- ・消化器
- ・呼吸器
- ・皮膚科
- ・耳鼻咽喉科
- ・泌尿器科
- ・肛門科
- ・リハビリ科
- ・乳腺外科

3. 入院基本料に関する事項

一般病棟

当院の一般病棟(2 階病棟)では一般病棟入院基本料(急性期一般入院料 6)を算定しています。1日に15人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

看護職員

- *8時30分～17時00分まで、看護職員1人当りの受持患者数は6人以内です。
- *17時00分～0時30分まで、看護職員1人当りの受持患者数は17人以内です。
- *0時30分～8時30分まで、看護職員1人当りの受持患者数は17人以内です。

看護補助者

- *8時30分～17時00分まで、看護補助者1人当りの受持患者数は50人以内です。
- *7時00分～15時30分まで、看護補助者1人当りの受持患者数は50人以内です。
- *11時30分～20時00分まで、看護補助者1人当りの受持患者数は50人以内です。

療養病棟

当院の療養病棟(3 階病棟)では療養病棟入院基本料 1 を算定しています。1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と看護補助者9人以上が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

看護職員

- *8時30分～17時00分まで、看護職員1人当りの受持患者数は9人以内です。
- *17時00分～0時30分まで、看護職員1人当りの受持患者数は58人以内です。
- *0時30分～8時30分まで、看護職員1人当りの受持患者数は58人以内です。

看護補助者

- *8時30分～17時00分まで、介護職員1人当りの受持患者数は12人以内です。
- *17時00分～0時30分まで、介護職員1人当りの受持患者数は29人以内です。
- *0時30分～8時30分まで、介護職員1人当りの受持患者数は29人以内です。

当院の障害者施設等一般病棟(4 階病棟)では障害者施設等入院基本料 13 対 1 を算定しています。1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。と3人以上の看護補助者が勤務しています。

看護職員

- *8時30分～17時00分まで、看護職員1人当りの受持患者数は7人以内です。
- *17時00分～0時30分まで、看護職員1人当りの受持患者数は28人以内です。
- *0時30分～8時30分まで、看護職員1人当りの受持患者数は28人以内です。

看護補助者

- *7時00分～15時30分まで、看護補助者1人当りの受持患者数は56人以内です。
- *8時30分～17時00分まで、看護補助者1人当りの受持患者数は56人以内です。
- *11時30分～20時00分まで、看護補助者1人当りの受持患者数は56人以内です。

4. 東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項

当院では、次の施設基準に適合している旨、東海北陸厚生局へ届出を行なっています。

(1)基本診療料の施設基準等

- ・一般病棟入院基本料(急性期一般入院料 6)
- ・療養病棟入院基本料(入院料 1)
- ・障害者施設等入院基本料(13 対 1 入院基本料)
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・看護補助加算
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・感染対策向上加算 3
- ・データ提出加算 2
- ・入退院支援加算 1
- ・後発医薬品使用体制加算 3
- ・排尿自立支援加算
- ・地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・療養環境加算
- ・機能強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算

(2)特掲診療料の施設基準等

- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・地域連携診察計画加算
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院
- ・別添1の「第14の2」の2の(2)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅時医学総合管理料の注15(施設入居時医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料(35)

(3)その他届け出

- ・入院食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)
- ・酸素の購入単価

5. 食事サービスに関する事項

(1)入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)

・当院は管理栄養士により、患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。

(2)管理栄養士によって管理された給食が、適時(夕食は午後6時以降)適温で提供しています。

(3)治療食の提供(腎臓病・肝臓病・糖尿病など)をしています。

(4)食堂加算の要件を満たす食堂における食事の提供をしています。

6. 保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について、その使用量に応じた実費の負担をお願いしています。

- 1) 冷蔵ロッカー 1日につき110円(税込)
- 2) 付添用貸寝具 1日につき220円(税込)
- 3) 文書料 550円～13,000円(価格表別紙参照)
- 4) 予防接種 2,750円～22,000円(価格表別紙参照)
- 5) 交通費(往診時)320円～740円(価格表別紙参照)

* 衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接した関連の「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は認められておらず、当院では一切そのような徴収は行っておりません。

7. 特定療養費に関する事項

- (1) 当院では「特別の療養環境の提供」(差額ベッド代)は徴収していません。
 - (2) 入院期間が180日を超える入院について
 - ・ 厚生労働大臣が定める常態にある患者様を除き別途料金が必要になります。
 - 1日につき2,280円(通算対象入院料の基本点数の15%に消費税10%加算)
- * 詳しくは窓口にお問合せください。

8. 明細書発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書(外来・入院医療費明細書)を無料で発行することとしております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。なお明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますのでその点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

9. 禁煙外来について

当院ではニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。タバコをやめたい方、どうぞお気軽にご相談ください。

10. 院内感染対策

当院では、患者さまが安心して安全な医療を受けられるよう、医療安全管理指針を定め取り組んでいます。取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます(院内感染対策に関する取組事項)。

11. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用等について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。また患者様の状態に応じ28日以上長期処方を行うこと、またはリフィル処方せんを発行することのいずれも可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは患者様の状態に応じて担当医が判断いたします。

ご不明な点がございましたら、担当医又は薬剤師にお尋ねください。

12. 診療時間

月曜日から土曜日 午前8時45分から12時

月曜日から金曜日 午後2時から6時(金曜日は7時まで)